

失業者の生活保障のための緊急措置に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成14年12月18日

提出者

9番 梶 雅子

12番 山本 ひとみ

武蔵野市議会議長 井口良美 殿

失業者の生活保障のための緊急措置に関する意見書

失業率は戦後最悪、完全失業者は360万人を数え、多くの国民がいつ失業するかわからないという深刻な不安にさらされています。大企業の無法なリストラを許さず、「不良債権処理の加速」などと言って国策として中小企業を倒産に追い込むようなやり方は改め、国民への社会保障や税制での負担増計画も中止する必要があります。

同時に、政府として対策の強化が求められているのは、この大不況下で不幸にして職を失った人とその家族の最低限の生活を保障することです。

政府の調査でも、完全失業者のうち、雇用保険の失業給付を受けている人は2割にすぎず、半分の人は無収入の状態に置かれています。失業者とその家族への生活保障は、一刻を争って実施されるべき課題です。それは、ともに働き、ともに社会を構成する人間としてあたりまえの連帯です。

よって武蔵野市議会は、当面、少なくとも失業率が3%程度の水準に戻るまでの緊急措置として、政府が下記の内容を講じるよう強く求めます。

記

1. 雇用保険の給付期間を延長すること。リストラで大量に失業者をつくった大企業から特別保険料を徴収するなどして財源を確保すること。
2. 雇用保険が切れ、生活が困窮する失業者（働く能力と意志があり、求職活動を一生懸命している失業者）への生活保障制度を創設すること。主要国にあるような連帯手当や所得援助制度など、失業者が安心して自分にあう就職先を探すことができる制度とすること。
3. 世帯主失業はその瞬間から家計破たんを意味することを直視し、子弟の学費・授業料などの緊急助成制度、家庭と家族を維持するための制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年12月20日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
金融・経済財政
政策担当大臣

あて